

令和3年4月臨時会
厚生常任委員会会議録
令和3年4月15日

場 所 第1委員会室

令和3年4月15日(木曜日)

子ども家庭課長 壹岐秀彦

午前10時51分開会

事務局職員出席者

会議に付託された議案等

議事課主幹 藤村正
政策調査課主査 澤田彩子

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

○**凶師委員長** ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付しております日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**凶師委員長** それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

出席委員(8人)

委員長	凶師博規
副委員長	脇谷のりこ
委員	井本英雄
委員	徳重忠夫
委員	濱砂守
委員	右松隆央
委員	満行潤一
委員	重松幸次郎

欠席委員(なし)

委員外議員(1人)

議員	安田厚生
----	------

午前10時53分再開

○**凶師委員長** 委員会を再開いたします。

まず、本委員会に付託されました議案につきまして、福祉保健部長の概要説明を求めます。

○**重黒木福祉保健部長** おはようございます。福祉保健部長の重黒木でございます。

このたびは、年度初めの臨時会ということで、異例でございますけれども、議案を御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、福祉保健部より御審議をお願いしております議案等につきまして御説明させていただきます。

お手元の厚生常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

本日の説明事項は、予算議案等2件でございます。

次に、1ページを御覧ください。

まず、議案第1号「令和3年度宮崎県一般会

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	重黒木清
福祉保健部次長(福祉担当)	小川雅彦
福祉保健部次長(保健・医療担当)	和田陽市
子ども政策局長	高山智弘
部参事兼福祉保健課長	山下栄次
薬務対策室長	林隆一朗
衛生管理課長	壹岐和彦
健康増進課長	市成典文
感染症対策室長	有村公輔

計補正予算(第2号)」であります。

補正額につきましては、一般会計で、歳出予算集計表の下から5行目、4月補正額の欄にありますとおり、1億5,446万7,000円の増額をお願いしております。この結果、福祉保健部の補正後の予算額は、表の一番下の右端の欄にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせまして2,485億2,176万円となります。

今回、補正を行いますのは、感染症対策休業要請等協力金事業であります。

これは、新型コロナウイルス感染症対策のための飲食店等への営業時間短縮要請に伴い、市町村と連携して、協力金を支給するための経費でございます。

次の報告第1号につきましては、令和3年4月9日に行いました専決処分の承認を求めるものでございます。詳細につきましては、後ほど、担当課長から説明させます。

なお、常任委員会資料の5ページに、参考として、本年度の福祉保健部の新たな幹部職員名簿を掲載しております。

本日は、議案に係る関係課室長のみの出席となっておりますけれども、今年度、このような体制で福祉保健行政に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○図師委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○山下福祉保健課長 お手元の歳出予算説明資料を御覧ください。

福祉保健課のところ、3ページをお開きください。

福祉保健課の補正予算額は、左の補正額欄にありますとおり、1億5,446万7,000円の増額補

正であります。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額欄にありますように、138億4,564万2,000円となっております。

5ページをお開きください。

(事項) 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費の説明欄、感染症対策休業要請等協力金事業1億5,446万7,000円の増額補正であります。中身につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、厚生常任委員会資料の2ページをお開きください。

感染症対策休業要請等協力金事業でございます。

1の目的・背景であります。日向市において、新型コロナの感染が拡大しているため、飲食店等に対する営業時間短縮要請を行い、早期の封じ込めを行うとともに、県内への感染拡大の防止を図るものであります。

2の事業概要ですが、まず、(1)感染症対策休業要請等協力金につきましては、協力金を支給した市町村に対して、協力金の10分の9の補助を行うものであります。下の図にありますとおり、協力金の10分の8を国が負担し、県負担分の10分の1と合わせて、10分の9を県から市町村に補助することになっております。

次に(2)感染防止対策事務費補助金ですが、市町村の協力金の支給事務に要する経費について、10分の10の補助を行うものであります。

3の事業費ですが、補正額は、表の左から2列目にありますとおり、1億5,446万7,000円です。財源の内訳は全額国庫支出金となっております。

表の下になりますが、飲食店等に対する時短要請につきましては、今回、対象地域の日向市におきまして、食品衛生法に基づく営業許可を

受け、ガイドラインを遵守している飲食店等が対象となっております。要請期間は、4月12日から4月30日までですが、そのうち、4月14日から4月30日までの17日間を支給の対象期間としております。

要請内容につきましては、営業時間を午前5時から午後8時までの間とすること、かつ、酒類の提供は午後7時までとすることとなっております。協力金額は1店舗当たり34万円となっております。

4の事業効果でございますが、協力金の支給によりまして、多くの飲食店等の時短要請の協力が得られ、飲食・会食の場における感染リスクの軽減が図られるものであります。

続きまして、常任委員会資料の4ページをお開きください。

II 専決処分の承認を求めることについてであります。

福祉保健課の専決処分についてですが、報告第1号関係の1、生活福祉資金貸付金の補正でございます。

これは、生活福祉資金の特例貸付けの受付期間が令和3年6月まで延長されることになったため、増額補正を行ったところでありまして。専決補正額は、①にありますとおり、10億8,000万円となっております。補正後の事業費も同様に10億8,000万円となっております。財源は国庫支出金でございます。

説明は以上であります。

○吉岐こども家庭課長 引き続き、常任委員会資料の4ページで御説明申し上げます。

報告第1号関係の2、低所得のひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業の補正であります。

これは、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けている児童扶養手当受給者など

の低所得のひとり親世帯に対しまして、児童1人当たり、一律5万円の生活支援特別給付金を支給するため、増額補正を行ったものであります。

なお、県は町村部在住者のみの支給を行い、各市は別にそれぞれ予算を計上し、支給を行います。専決補正額は①のとおり、1億7,711万円でありまして、この結果、補正後の事業費も同額の1億7,711万円となっております。財源は国庫支出金であります。

説明は以上であります。

○函師委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

○右松委員 新型コロナへの対応、大変お疲れさまです。

その新型コロナ関連で常任委員会資料の2ページですが、今、第4波の入り口に我々も来てるのかなと感じておりまして、変異株も出ていますので、大変心配している状況であります。

大阪府では一日あたりの新規感染者数が1,000名を超えているような状況ですから、今後さらに、人の移動が始まっていけば、かなり影響も受けるのかなという心配をしているところでございます。

福祉保健課にお伺いしたいのは、感染症対策休業要請等協力金ということで、クラスターが発生したりしていますので、感染拡大を食い止めなければなりませんから、当然やっていかなければならないんですが、委員会資料の3ページ、感染急増圏域（赤圏域）ということで、日向・東臼杵圏域を指定していますよね。

今回、飲食店等に対する時短要請の対象地域が日向市となっておりますが、赤圏域の中には、ほかにも門川町とかございますよね。

今日、委員外議員で、地元選出の安田厚生議

員が出席していますけれども、門川町でも感染者が5名出ています。日向市と生活圏が一緒になってますので、対象地域を日向市だけに絞るとするのは、内部的な話合いで、門川町をどうするのかとか、そういった話をしなかったのか教えてください。

○山下福祉保健課長 まず、赤圏域の考え方ですけれども、基本的には、この指定につきましては圏域ごとに行うということで、今回、日向・東臼杵圏域全体にかかっています。

次に、時短要請に関しましては、国のほうで、できるだけ感染の指定の地域を絞っていくという方針が出ております。今回、確かに門川町でも感染者が発生しておりますけれども、日向市で二十数名という、非常に多くの感染者が一気に発生したということ、それから、特に感染リスクを減らすというところで、飲食店の時短要請をかけているわけですけれども、今回、日向市で飲食店等を中心に発生したということを考えまして、日向市について時短の要請をかけたというところでございます。

○右松委員 説明は分かりますが、影響が門川町にもかなり出ているんですよね。いろいろ話を聞いていますと、日向市からも来ますので、怖くてなかなか飲食店を開けられないという声もあるようでして、隣同士ですからね。やはり、影響が大きいということを考えると、日向市に絞るとするのがどうなのかなと。

先ほどの感染地域の絞り方が明確であればいいんですけれども、やはり、圏域としては一緒ですし、生活圏も一緒ですし、そう考えると、門川町を外すというか、入れないというのは、きちっとした納得できるような理由づけがないと、どういう根拠でそうなっているのかなと。

それから、門川町の飲食店は40店舗というこ

とでした。その辺も含めて、宮崎市のように大変大きなところじゃありませんから、門川町も入れる必要があったのかなと考えていますけれども、いかがでしょうか。

○重黒木福祉保健部長 右松委員の御質問の趣旨は大変よく理解できるところでございます。

ただ、今回の措置が、第3波、いわゆる年末から年始にかけての感染急拡大を踏まえて——その検証作業を、実は年度末まで行ったところでございます——今後は、いわゆる第4波、感染が急拡大しそうなときは、これまでの取扱いより一歩早く対応していこうという考え方で、今回の措置を講じたところでございます。

したがって、従来であれば、もうちょっと後になってやっていたと思うんですけれども、今回は、早期にやろうと。しかも、早期にやる以上は、ピンポイントで対象を絞ってしっかりやっていこうという基本的な考え方の中で、圏域全体に行動要請をかけていくというのは従来どおりなんですけれども、時短要請につきましては、ポイントを絞ってやっています。

そういった中で、積極的疫学調査を行ったところ、発生源というか、大きく発生しているところが日向市の飲食店というところでございました。おっしゃるとおり、門川町でも発生はしているんですけれども、その方々も、日向市の飲食店で飲食等を行った方というところがございました。

そういったことを踏まえまして、地元の首長さん方、あるいは地元の飲食店組合の方々とお話をしまして、営業の自由を制限するという行為でございますので、できるだけ早期にやるという方針の中で、今回につきましてはピンポイントで、日向市に絞って行ったというところでございます。

ポイントは、早期に探知して、早期に封じ込めをやると。そのためには、従来よりも一步踏み込んで、対象を絞って、そこに強力な措置を講じていくという考え方で行ったところがございます。

○右松委員 感染者は門川町も結構早く出ましたよね。早期に対応していくというのは非常に大事な考え方ですから、私もそのとおりで思っていますので、早く行動したことについては評価をさせていただいております。しかし、先ほど言ったように、隣同士で生活圏も一緒に、日向市から人が入ってくることも十分あるわけです。そう考えると、日向市だけというのがなかなか納得できない。今の話も、100%分かりましたとは言いつらいのが正直なところです。

だから、首長との話合いとか、地元商店街とも話をされたということですが、具体的にどういう話をしたのかお聞かせいただけますか。

○重黒木福祉保健部長 具体的なお話というのは、今右松委員がおっしゃったようなことでございまして、今回は従来よりも、より一步早くやっていきたいという御説明をしました。

その上で、感染の状況も御説明して、委員がおっしゃるように、最初に発生したのは門川町在住の方でございましたけれども、その方が日向市で飲食した結果——在住地は日向市でございましたけれども——ということを御説明したところがございます。

そういったところで、早期に時短をやって、まず、日向市をしっかり抑えますと。その上で、仮に封じ込めがうまくいかずに、例えば、門川町の飲食店等で発生するようなことが広がっていけば、そこは臨機応変に、門川町あるいは入郷地域に広がっていけば入郷地域にも時短要請

していこうという考え方で、まずは日向市をピンポイントで抑えていくという考え方でやっていこうと御説明申し上げて、御納得いただいたと理解しております。

○右松委員 地元の情報収集はしっかりされたほうがいいと思っています。門川町で怖くて店を開けられないという声を私は聞いています。やはり、結果的には時短をせざるを得ない、あるいは店を開けられないという状況が門川町の40店舗であるということであれば、かなりの影響ですよ。

だから、早く対応するということと、影響も分析をしてもらって、必要であれば門川町も入れるという形で、今後しっかりと地元と調整をしていただいて、地元の状況を把握してもらいたいかなと思いますので、そこは要望させていただきます。

○重黒木福祉保健部長 御趣旨は理解いたしました。

今回、考え方としては、感染拡大防止をどうやっていくかというところの観点と、地元の経済をどう維持していくかという観点、大きく2つの観点があって、その中でどう対応していくかということがポイントだと思っております。

おっしゃるとおり、隣の日向市で発生して、門川町の飲食店の方々がなかなかお店が開けづらいというのは十分理解できますけれども、我々としては、感染拡大防止の観点から、まずは日向市からということがございます。

そういった地元の経済に対するもろもろの配慮につきましては、私も昨年度までは総合政策部におりましたけれども、今、ちょっと執行できませんが、いわゆる、商店街の振興のための地方債の補助金みたいなものですか、そういったものを含めて、感染をまずしっかり抑えて、

その後、地域経済が速やかに、また立ち上がることができるように、関係部局とも連携しながら、しっかり情報共有して対応してまいりたいと考えております。

○右松委員 我々も1年間この委員会で、コロナ対策をずっと議論してきました。ですから、感染防止は当然やっていかなければなりませんよね。地元の経済をどうしていくかということも当然なことです。だから、現場の状況をしっかり把握していただいて、その実態に即して、しっかり対応していくという考え方でやってもらいたいというお願いをさせていただきたいと思います。

私もよく重黒木部長を知っていますし、財政課にいらしたころからずっと一生懸命やっておられるのは分かってますので、そこを踏まえた上で、地元の実態としてどういうことが挙がっているのか、店を開けられないということであれば、これはもう日向市と一緒にですから。

それから、何遍も言ってますけど、生活圏も一緒ということであれば、やはりかなりの影響を受けているわけですから、そこを外すというか、入れないというのは、かなりしっかりとした理由がないと、地元の人には納得できないんじゃないかなと思います。地元の状況、声ということも収集していただくべきかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○重黒木福祉保健部長 承知いたしました。引き続き、地元としっかり情報共有しながら対応してまいりたいと思います。

○井本委員 行動要請するところと時短要請するところは違う、重なってないわけですね。要するに、ピンポイント的に時短要請をやっているということですよ。

それで、ここをピンポイントで時短要請する

んだという裁量権の、何か基準がないとおかしいですよ。その基準はどういうものですか。きちっとしたものがあるんですか。

○山下福祉保健課長 これまでの時短要請の関係で御説明しますと、特措法に基づいて知事の権限ということで、時短要請ができるということになっておりますので……

○井本委員 だから、その基準がないとおかしいと、私はその基準を見せなさいと言っているんですよ。

○重黒木福祉保健部長 基準につきましては、今回、県の対応方針を定めておりますけれども、赤圏域にする場合は、国のステージ4相当ということでやっていこうと思っております。ステージ4相当というところは、いわゆる、感染の毎日の新規発生者数、人口10万人当たり何人とか、あるいは、要するに、逼迫具合が……

○井本委員 いやいや、それは行動要請の話でしょう。行動要請の話をしているんじゃないで、ピンポイントにする基準はどこかと聞いてるんですよ。

○重黒木福祉保健部長 そういう意味で、そういった全体の赤圏域の状況を見ながら、そこで、感染が急拡大している地域はどこだということをしっかり捉まえて……

○井本委員 そのしっかりというのは、何度も言うように、あなた方の曖昧な基準で、ここがピンポイントだ、ここがピンポイントだとやられたら困るわけです。ここが絶対ですと言わないと、ほかに対して説得力がないでしょう。門川町は何で外れたのか。それを言うためには、びしっとしたピンポイントの基準をしっかりと出ささいと言っているわけですよ。

○図師委員長 数値のような基準があるんですか。

○井本委員 ないとおかしいね。

○重黒木福祉保健部長 今回、日向市の圏域で急拡大していますので、日向市の感染者の状況を1つの基準として決めております。

○井本委員 だから、何でそこをピンポイントにせないかんのか。あなた方のいい加減な裁量の範囲内でやっているのなら、それは門川町も文句を言うと言っているんですよ。右松委員の話も言っていることは同じことでしょう。基準はしっかりしているのかということ言っているんですよ。

○有村感染症対策室長 基準の根拠となる前に、そもそも感染状況が非常に厳しいということがございます。

○井本委員 いや、だから、これは行動要請したところが、この赤圏域のところそうになっているわけでしょう。

○有村感染症対策室長 そのとおりでございます。

○井本委員 その中で、ピンポイントで抑えようと言っているわけですよ。そのピンポイントにする基準はどこなのかと、何度も言うように、あなた方のいい加減な裁量でやってもらっちゃ困るんだよ。門川町の人たちは、やっぱり何でと言うわけだから。私ははっきりした基準を出しなさいと言っているんです。

○有村感染症対策室長 疫学調査がそもそも根拠になりますので、保健所が疫学調査を実施いたします。

○井本委員 疫学調査はどうなっているのか、資料を出してごらんないよ、疫学調査というやつ資料を。委員会なんだから、そういう資料を出さないよ。

○和田福祉保健部次長(保健・医療担当) 基本的には、新規感染者の発生数が一番大きなも

のになるかなと思っています。

当初、それは市町村単位でも圏域単位でも計算はできるんですが、人口が少ないと、非常に変動幅が大きいので、日向・東臼杵で、多分8万5,000人ぐらいの人口だと思えるんですけども、それを日向市と門川町に区分すると、人口10万人あたりでは変動が大きくなりますが、基本的には、その1週間の新規感染者数というのを見て……

○井本委員 だから、調査してみてよ。そうじゃないと、我々を説得するのに、何でここだけピンポイントにするのが説明できないでしょう。門川町は何で外れたのか、比べた資料を出してもらわないと。門川町に説得に行ったんでしょう。話に行ったんでしょう。

○和田福祉保健部次長(保健・医療担当) はい。門川町とは調整はさせていただいています。

○井本委員 そういった資料を見せたんですか。

○和田福祉保健部次長(保健・医療担当) いいえ、直接の資料はお見せしておりません。

○井本委員 見せてないと。それでよく門川町も納得したね。

○和田福祉保健部次長(保健・医療担当) そこはちょっと私も把握できておりません。

○井本委員 今回のことは、県議会議員は納得していないよ。

○函師委員長 一回整理しましょう。次長のほうからまだ答弁がありますか。

○和田福祉保健部次長(保健・医療担当) そこが基本になっていて、その上に疫学調査の情報を入れてますので、今回、やっぱり一番患者数が多いのは日向市で、しかも、疫学調査上、関係している店舗が日向市内ということが分かってましたので、まず第一にそこが候補になると考えて決定しております。

○井本委員 数字であるわけね。数字できちっと出ているんですね。

○右松委員 市町村単位で行動要請を出しているわけじゃなくて、圏域で行動要請を出してますよね。圏域を出していて、当然、門川町も行動要請の対象に入ってますよね。なぜ、時短要請はピンポイントで日向市に絞るのか。これは結構大事なことで、ほかのところでも同じことが起きますよ。だからやっぱり明確に、井本委員が言われるように、なぜピンポイントで日向市だけなのか。圏域で行動要請を出しているけれども、それは疫学調査とか、そんなことは我々も分かりますよ。そういうことを聞いているわけじゃないんです。

圏域で行動要請を出す以上は、時短要請に関しても、市町村単位で出しているわけじゃないので、なぜここは入って、ここは入らないのか、これはしっかり明確な基準をつくっておかないと、この問題はまた出ますよ。

○重黒木福祉保健部長 大きな考え方としましては、委員のおっしゃるように、行動要請につきましては圏域でかけるということでございます。委員会資料の3ページにございますように、行動要請には日向・東臼杵圏域全域をかけておまして、この中で、こういった形で行動要請しています。

その中で、いわゆるオレンジ圏域というのを昨年度つくったところございまして、飲食に絞った対策につきまして、オレンジ圏域という考え方で市町村を単位にやっ払いこうと、去年1回、対応方針の中で整理しております。

今回、そういった大きな考え方の中で、行動要請は全体にかけて、例えば、イベントの自粛ですとか会食は4人以下にしましょうとかいうのは、しっかり入郷まで含めてやっ払いいきます。

その中で、時短要請するかどうかにつきましては、市町村単位で考えていけるという仕組みにしているところでございます。

そういった中で、今回、この措置を検討したのが4月9日ございまして、このときの感染状況を見てみますと、全体で23人発生いたしまして、日向市で21人、門川町で、それまでの前の日に3人出ているという状況でございました。

人口10万人当たりで見えていきますと、日向市は、いわゆるステージ4の非常に大きな基準を超えていたと。

一方で、門川町につきましては、人口が少ないので、凸凹ありますけれども、そこまでの基準を超えるようなところはなかったと。

疫学調査の結果を踏まえても、発生源が日向市の飲食店であるということで、今後の発生のおそれも、恐らく日向市が中心であろうという判断でございます。

そういった中で、まず時短要請については日向市をしっかり抑えていって、門川町についてはその後、何か出てくれば、柔軟に素早く対応できるように体制を整えましょうというところで、今回、こういった措置を決定させていただいたところでございます。

○右松委員 飲食店、オレンジ圏域、そういった説明はしっかりと委員会資料の事業概要に載せなきゃいけないということと、その実態に即した形で動いていかないと、机上の部分と、実態としてどれだけ影響が出ているのか、しっかり考えていかないと、やっぱりどうかなと感じますね。

○重黒木福祉保健部長 おっしゃるように、今後も地元の実態を、地元の方々の御意見をしっかりと聞きながら、必要に応じて対応してまいりたいと思います。

○井本委員 疫学的調査と言ってるけれども、要するに、何人のうち何人だというのが疫学的調査という意味ですか。何か、そういうものは統計的というだけのことで、難しい疫学的とかいう言葉は、法律用語にも確か疫学的因果の関係論というのものもあるんだけど、そんなときはそんな言い方はしないんだよね。どういう意味で疫学的調査と言っているの。

○有村感染症対策室長 疫学調査を実施するに当たりまして、感染者が確認されましたら、保健所がその方の行動を発症から、基本的には2日前の行動等を聞き取りしまして、接触された方とか——今回は飲食店がほとんどでございましたけれども、そういったものを聞き取り調査していきます。それによって、感染がどこまで確認されるのかを、1人ずつ当たってまいります。積極的な疫学調査は、これ以上、感染を広げないという視点から、可能性のある方々をピックアップしてまいります。

なお、後ろ向きの疫学調査となりますと、過去2週間にどのような行動をされたのか。また、可能性のあるものはなかったかといったような調査を保健所の職員が行ってまいります。

そういうものを総合的に勘案するわけですが、今回は日向市の繁華街で、酒類を提供する飲食店に集中していることが確認されておりますので、こちらが感染の源になったと考えたところでございます。

保健所としましては、地元の公衆衛生を預かる責任ある部署でございますので、これ以上感染を広げないといった視点から、日向・東臼杵圏域を、時短要請も含めて本庁と協議しまして、1日でも1時間でも早く手当てる措置をとったところでございます。

疫学調査は、そのような感じで行っております。

す。

○右松委員 例えば、門川町の飲食店で——怖くて店を開けられないという地元の声があるみたいですけど——店を開けて、日向市から人が入ってきて、門川町でクラスターが発生したときに、県としては時短要請していなかったというケースも考えられますよね。だからやっぱり、生活圏が一緒であるという実態をしっかり把握した上でやっていかないと、もし時短要請をしなかったがために、そこで感染が発生したらもう、後の祭りですからね。もう少し視野を広げて、考えてもらうといいかなと思いますけど。

○重黒木福祉保健部長 おっしゃるとおりだと思います。

冒頭で申し上げましたように、今回の措置が、今年度初めてということなんですけれども、まず、スピード感を持って、これまでのように一定程度感染の広がりが確認されてからの措置ではなくて、感染が出たら、すぐそこを抑えようということで、スピード感を持って、早期の対応ということでやったというのが1つございます。

おっしゃるように、大変難しい判断でございますけれども、そういったことが生じないように、まずはスピード感を持ってということでございますので、もし仮に門川町で感染が広がるような端緒が見られれば、それは同様に、スピード感を持って抑えていくということで、対応してまいりたいと思います。非常に難しい判断なんですけれども、これまでよりは、一歩早めの対応ということで、今回の措置を行ったということを御理解いただければと考えております。

○岡師委員長 他に質疑はございませんか。それでは、委員外議員の発言を認めます。

○安田委員外議員 発言の御許可をいただきましてありがとうございます。

門川町を含む東臼杵郡は赤圏域ということで、行動要請期間が決められております。その間、やはり飲食店、いわゆるスナックあたりは、怖くて店を開けられないというのが実情であります。また、門川町の店が開いているならと、よそから「開いていますか、カラオケがありますか」と電話があったという話もちらほら聞いているところです。やはり、要請期間を決めたら、全体が赤圏域だということを、頭の隅に入れていただいて、今後の対応をしっかりとやっていただきたいと思っております。

今回、日向市の一部で感染者が出たことで、飲食店も20店以上調査されているということです。日向市内だけで封じ込めるというのもあるんですけども、門川町の人が発症したということで、門川町の人を持ち込んだようだといううわさも多く出ています。ここはやはり、圏域を決めたら圏域全体に時短要請をかけたほうが逆にいいのかなという思いがしております。

発言の機会をいただきまして、本当にありがとうございました。

○函師委員長 それでは、発言のありました委員や委員外議員の思いをぜひ酌み取っていただき、速やかな対応をお願いしたいと思います。

質疑の中でありましたが、4月9日時点の日向市と門川町の人口10万人当たりの感染者数の数値については資料を要求しなくてもよろしいでしょうか。

○井本委員 資料は必要ないけれども、あなた方のきちとした基準を持っておかないと、説得力がないということは、もう分かり切ったことだから。あなた方の裁量の範囲内にあるのかもしれないけれど、ある程度の基準がきちと

ないと、説得力を持たせないで、今後のこともあるから。

○重松委員 こども家庭課の低所得ひとり親世帯生活支援特別給付金です。5万円の特別給付金があるということで、これは町村に対する支給ですが、各市は各市で準備を同じようにやっていくということで理解してよろしいのでしょうか。

○壱岐こども家庭課長 そのとおりでございます。県は町村部在住者への支給、9市は市ごとに支給を行うということでございます。

○重松委員 町村部で結構ですけれども、支給はいつぐらいからになるスケジュールでしょうか。

○壱岐こども家庭課長 可能な限り早期にということで、4月30日を町村部の支給のめどとしております。各市は若干差異はありますけれども、その前後での支給と聞いております。

○重松委員 分かりました。ありがとうございます。

○函師委員長 ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○函師委員長 それでは、以上をもちまして、福祉保健部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

午後1時6分再開

○函師委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、賛否も含め、御意見があればお伺いしたいと思います。

○徳重委員 先ほどの委員会で、井本委員と右松委員のお二人がいろいろおっしゃったこと、

これは非常に大事なことで、例えば、都城市でも感染者が七、八人出たんですよね。そういうことがあちこち起こり得るということを考えると、非常に大事なことだと思いますので、念を押して、もう門川町だけの問題じゃないということであちこちとした基準を示してほしい。

○井本委員 例えば、都城市で、三股町だけ外すのかという話になるでしょう。門川町は日向市と生活圏が一緒なんですよ。だから、門川町の人たちが一緒に入れてくれというのは、人間として当たり前ですよ。だから、生活圏というのも1つの考え方に取り入れてほしいなと思います。

ピンポイントはピンポイント、確かにいい発想だと思うんですが、なぜここがピンポイントなのかという理由をきちっとしないと、生活圏が一緒の地域に広がったときに、ほら見ろと言われるに決まっているからね。

○凶師委員長 ありがとうございます。ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○凶師委員長 貴重な御意見を頂きましたし、今後のコロナの対策にも生かしていく必要がありそうですね。委員長報告にはしっかり反映させていただきます。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○凶師委員長 では、一括して採決いたします。

議案第1号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○凶師委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号外1件につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。今も御意見いただきましたし、重松委員からも質疑いただきましたので、それをまとめた形で、委員長報告をつくらせていただきたいと思います。ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○凶師委員長 では、皆様方の貴重な御意見をしっかり反映させていただきます。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○凶師委員長 では、そのようにさせていただきます。

そのほか、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○凶師委員長 それでは、以上をもって委員会を終了いたします。

午後1時9分閉会

署 名

厚生常任委員会委員長 関 師 博 規